

岩手県選挙管理委員会告示第43号の2

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月2日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第145条関係） 選挙運動従事者等に対して支給することができる報酬及び実費弁償の最高額 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 （1）・（2） [略] （3） [略] （4） 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき 12,000円 （5） 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円 （6） 茶菓料 1日につき500円 2 [略] 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 （1） 鉄道賃、船賃及び車賃 1の（1）、（2）及び（3）に掲げる額 （2） 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額 （1） 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円 （2） 専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき15,000円 （3） 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円 （4） 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円	別表第2（第145条関係） 選挙運動従事者等に対して支給することができる報酬及び実費弁償の最高額 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 （1）・（2） [略] （3） <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> （4） [略] （5） 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき23,000円 （6） 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円 （7） 茶菓料 1日につき1,000円 2 [略] 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 （1） 鉄道賃、船賃、 <u>航空賃</u> 及び車賃 1の（1） <u>から（4）までに掲げる額</u> （2） 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額 （1） 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円 （2） 専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき20,000円 （3） 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき20,000円 （4） 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この告示は、令和7年7月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岩手県選挙等執行規程の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。